石川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間745円」を「１時間758円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間849円」を「１時間863円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間849円」を「１時間863円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間800円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

長崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

長崎労働局長　大塚　崇史

第４号中「１時間821円」を「１時間832円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

宮崎労働局長　元木　賀子

第４号中「１時間728円」を「１時間740円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成28年11月25日をもって満了した。

平成28年11月28日

人事院人材局企画課長　岩崎　　敏

記

平成27年度外務省経験者採用試験（書記官級）

公　告

諸事項

工場財団

滋賀県甲賀市水口町春日146番地**株式会社春日ゴルフ**の工場財団に滋賀県甲賀市水口町春日1101番地春日ゴルフソーラーファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年11月28日

大津地方法務局甲賀支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年11月28日

北海道開発局長　今　日出人

1　処分をした年月日　平成28年11月７日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日進通工　佐川　寿夫　北海道札幌市東区伏古５条５－４－15　国土交通大臣許可（特－28）第21663号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年９月30日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第８２６７号

石川県七尾市万行町３部48番地25

申立人　津田　　晃

本籍石川県かほく市高松ツ221番地、最後の住所石川県七尾市本府中町ワ部５番地　七尾松原病院、死亡の場所石川県七尾市、死亡年月日平成28年８月８日、出生の場所石川県河北郡高松町、出生年月日昭和16年９月13日、職業無職

被相続人　亡　今　喜久男

石川県七尾市万行町３部48番地25、事務所石川県七尾市藤橋町申部49番地１

相続財産管理人　津田　　晃

金沢家庭裁判所七尾支部

平成２８年（家）第５０２４号

福井市大手３丁目17－１

申立人　福井県

本籍群馬県沼田市岩本町44番地、最後の住所不詳、死亡の場所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日平成15年６月14日、出生の場所群馬県利根郡川田村、出生年月日大正15年12月５日、職業不詳

被相続人　亡　金子　寅夫

事務所福井県越前市蓬莱町３－32蓬莱ビル２階

相続財産管理人　弁護士　市川　亮平

福井家庭裁判所武生支部

平成２８年（家）第６８９号

岐阜県養老郡養老町桜井451番地

申立人　澁谷みつ子

本籍岐阜県養老郡養老町桜井451番地、最後の住所岐阜県養老郡養老町柏尾463番地１、死亡の場所岐阜県養老郡養老町、死亡年月日平成28年８月17日、出生の場所岐阜県養老郡笠郷村、出生年月日昭和６年３月１日、職業無職

被相続人　亡　澁谷とし子

岐阜県養老郡養老町高田458番地２、事務所岐阜県養老郡養老町高田458番地２

相続財産管理人　司法書士　大久保雅人

岐阜家庭裁判所大垣支部

平成２８年（家）第８１３０号

静岡県沼津市三園町２番29号小川・重光法律事務所

申立人　重光　　純

本籍東京都墨田区向島２丁目１番地３、最後の住所静岡県伊豆の国市長岡1157番地の１長岡寮湯の家、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日平成23年２月20日、出生の場所不明、出生年月日大正元年８月４日、職業無職

被相続人　亡　八木　タイ

事務所静岡県沼津市三園町２番29号小川・重光法律事務所

相続財産管理人　弁護士　重光　　純

静岡家庭裁判所沼津支部